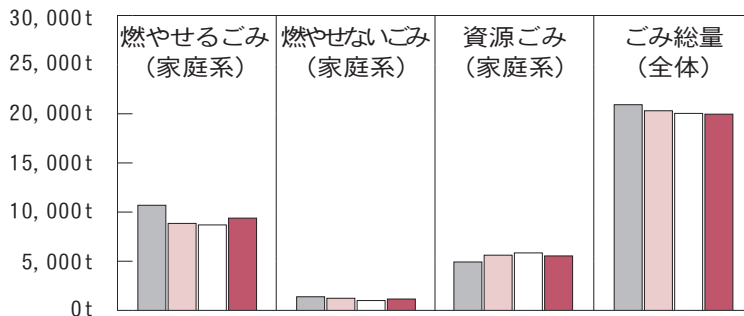


ごみ収集の有料化後、初めてごみ量に増加傾向が！ ごみの減量とごみの分別にご協力ください

ごみを出す人の責任の明確化と、ごみの減量・リサイクルを推進するために、平成14年10月に『ごみの戸別収集・一部有料化』を実施しました。3年半が経過し、一般家庭から排出される燃やせるごみや燃やせないごみの量が増え、資源ごみとしてのリサイクルされる量が減っている傾向が見られます。

これは、有料化開始から時間が経つにつれて、有料ということに「慣れ」てしまい、ごみの減量が下がり止まりしてきたことが理由の一つと考えられます。

「慣れ」は、減少したごみ量がリバウンドする大きな原因となります。市民の皆さん、もう一度有料化当初の意識を持ち、ごみの減量と資源の分別にご協力をお願いします。



平成13年度(実施前)	10,297t	1,575t	4,970t	20,887t
平成15年度(実施後1年目)	8,985t	1,338t	5,242t	20,376t
平成16年度(実施後2年目)	8,957t	1,268t	5,314t	20,038t
平成17年度(実施後3年目)	9,238t	1,276t	5,215t	20,000t

※戸別収集・一部有料化実施時期 平成14年10月1日

※ごみ総量には、事業系廃棄物、粗大ごみ、有害ごみが含まれます。

戸別・有料化実施前1年間との比較

	開始後1年間 (平成15 - 13)	開始2年目の1年間 (平成16 - 13)	開始3年目の1年間 (平成17 - 13)
燃やせるごみ (家庭系)	-1,312t (-12.7%)	-1,340t (-13.0%)	-1,059t (-10.3%)
燃やせないごみ (家庭系)	-237t (-15.0%)	-307t (-19.5%)	-299t (-19.0%)
資源ごみ (家庭系)	+272t (+5.5%)	+344t (+6.9%)	+245t (+4.9%)
ごみ総量 (全体)	-511t (-2.4%)	-849t (-4.1%)	-887t (-4.2%)

**ペットボトルは
キャップとラベルを
はずして出してください**

4月から、ペットボトルの収集は、これまでの拠点回収に加えて、各家庭の戸別収集も開始しました。

しかし、ペットボトルのキャップとラベルをはずさないで出されるものが見受けられます。キャップなどをはずしていない場合、「分別あやまり」となり、収集できないことがありますので注意してください。



排出方法

■ キャップとラベルは、容器包装プラスチック(資源B)へ出してください。

■ 中をすすいで、つぶしてください。

■ 透明または半透明のレジ袋や、任意の容器に入れて出してください。

排出日 燃やせないごみの日(月2回)と同じ日に出してください。

※ペットボトルは、今までどおり拠点回収もしています。

問合せ 生活環境課生活環境係

ご活用ください

電子申請サービス！

ご自宅でインターネットからいつでも市への申請ができます

市では、「住民票の写し交付申請」など、一部の手続きをインターネットから申請できるサービスを行っています。時間を選ばず、好きな時に申請が可能です。ぜひ、活用してください。

申請できる手続きの一覧など、詳しくは市ホームページをご覧ください。
問合せ 情報システム課情報推進係

福祉



日本赤十字社への会員加入と事業資金にご協力を

5月は日本赤十字運動月間です。町内会・自治会に加入されている世帯に、町内会・自治会の役員が、会員加入および事業資金への寄付のお願いに伺います。ご協力をお願いします。

※会員とは、毎年500円以上の会費（寄付金）を納めていただける方で、会費は、世界各地の紛争などで苦しむ方の救済などにあてられます。

※その他の寄付の方法については社会福祉課へお問い合わせください。

問合せ 社会福祉課庶務係

子育て



5月のおしゃべり場

テーマ 生活リズム

■中央児童館 5月11日(木)

■西児児童館 5月12日(金)

■東児児童館 5月16日(火)

申込み・問合せ 電話で子ども家庭支援センターへ（当日参加可） ☎5

78-2882

保険・年金



会社などを退職された時などは国民年金の手続きをお忘れなく！

■20歳以上60歳未満で会社などを退職された方

第2号被保険者（厚生年金加入者など）から第1号被保険者になります。

被扶養配偶者の方も、第3号被保険者から第1号被保険者に変更する必要があります。変更（加入）手続きは保険年金課国民年金係で受け付けています。

■同一月に厚生年金保険の事業所に再就職された方

引き続き厚生年金保険の加入となります。

再就職先の事業所を所管している社会保険事務所へ事業主の方が手続きを行います。

■退職後、第2号被保険者の被扶養配偶者となる方

配偶者の方の勤務先へ手続きの申出をしてください。勤務先の事業主の方が管轄する社会保険事務所へ手続きを行います。

問合せ 立川社会保険事務所 ☎523

10351 / 保険年金課国民年金係

温泉センター割引利用券を配布します

東京都国民健康保険団体連合会では、国民健康保険の加入者に保険施設の利

用券を配布しています。

羽村市の国民健康保険に加入している方に、割引利用券をお渡しします（先着順）。どうぞご利用ください。

■□檜原温泉センター「数馬の湯」■

利用期間 平成19年3月31日まで

所在地 檜原村2430 ☎598-6

789

■□奥多摩温泉「もえぎの湯」■

利用期間 平成19年3月31日まで

所在地 奥多摩町氷川119-1 ☎0

428-82-7770

※いずれも月曜日定休。休館日は直接施設にご確認ください。

割引券利用料金 小学生200円・中

学生以上400円（別途、12歳以上50

円の入湯料がかかります。）

※国民健康保険証を必ずご持参ください。

※宿泊はできません。

※利用時間などは利用券に記載してあります。

問合せ 保険年金課保険係

暮らし



住宅なんでも相談

奇数月第3水曜日の午後1時30分から4時30分まで、市役所1階市民相談室で行っています（平成18年度から相

談時間に変更になりました）。

5月は17日(水)です。

相談内容 住宅に関する法律関係（建築基準法など）／住宅のバリアフリー他、障害者のための改装など／住宅の欠陥やトラブルを防ぐための知識／新築・リフォーム・修繕のアドバイス／安心できる契約の仕方／住まいの保守点検の仕方／耐震改修について／省エネルギー住宅について／外構工事（門・塀・植木・ガレージなど）／設備関係（電気・上下水道・空調など）

※当日来庁できない方は、電話相談も受け付けます。

7月：19日、9月：20日

問合せ 広報広聴課市民相談係

これまで、水道水の突発的な漏水などについては、羽村市指定上下水道組合が輪番制で対応していましたが、平成18年4月1日から羽村市指定給水装置事業者の鈴木建棟が365日24時間体制で対応することになりました。

漏水と思われる場合は、水道事務所または直接鈴木建棟へご連絡ください。

待機事業者 鈴木建棟（住所：羽村市神明台1-3-6 ☎554-2

414 FAX 554-5679）

問合せ 水道事務所 ☎554-2269

水道の漏水に関するお問い合わせ

7月：19日、9月：20日

問合せ 広報広聴課市民相談係

これまで、水道水の突発的な漏水などについては、羽村市指定上下水道組合が輪番制で対応していましたが、平成18年4月1日から羽村市指定給水装置事業者の鈴木建棟が365日24時間体制で対応することになりました。

漏水と思われる場合は、水道事務所または直接鈴木建棟へご連絡ください。

待機事業者 鈴木建棟（住所：羽村市神明台1-3-6 ☎554-2

414 FAX 554-5679）

問合せ 水道事務所 ☎554-2269

水道の漏水に関するお問い合わせ

7月：19日、9月：20日

ダイオキシン類濃度の調査結果

大気中のダイオキシン類濃度の調査を実施しました。結果は環境基準値を下回りました。

大気 1 m 中のダイオキシン類量

調査日	測定場所	測定値	環境基準値
2月1日～ 2月8日	市役所屋上 (緑ヶ丘 5-2-1)	0.043 ピコグラム	0.6 ピコグラム
	富士見小学校屋上 (五ノ神 4-9-5)	0.048 ピコグラム	

これらの値は最も毒性が強いといわれているダイオキシン (2, 3, 7, 8-四塩化ダイオキシン) の濃度に換算したもので、コプラナー PCB も含まれています。次回調査は平成 18 年 8 月頃を予定しています。サンプリングの様子をご覧になりたい方は、連絡してください。

問合せ 環境保全課環境保全係

「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定しました

東京都・特別区・市・町では都市計画公園・緑地の整備を計画的・効率的に推進するため、共同で「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定しました。「都市計画公園・緑地の整備方針」では、今後 10 年間を目標に整備に着手する予定

の「優先整備区域」などを定めています。

羽村市内では「介山公園 (羽東 1 丁目)」「稲荷緑地 (羽東 2・3 丁目、川崎 4 丁目)」「加美緑地 (羽西 1 丁目)」が優先整備区域となっています。

また、優先整備区域以外の区域は、整備までになお年数を要するため、現在「2 階建てまで」の建築制限を「3 階建てまで」に緩和します (平成 18 年 6 月 1 日からの施行を予定)。

「都市計画公園・緑地の整備方針」は、東京都都市整備局のホームページ (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.ln/>) や次の窓口でご覧になれます。
閲覧先・問合せ 東京都都市整備局公園緑地計画担当 ☎ 03-5388-3264 / 羽村市公園緑政課公園緑政係

横田基地の演習

米軍横田基地で、次の日程で演習が行われる予定です。期間中は基地内でのサイレンや放送などが行われることが予想されます。

日時 5月8日(月)～12日(金)

市ではこれらの演習について、基地外に影響を及ぼさないようにすること、特に夜間早朝には基地外に影響を及ぼす演習を実施しないことや演習に関する情報を迅速に提供することについて、国と米軍横田基地に要請しています。

問合せ 広域・協働推進課広域・協働担当

税金



軽自動車税の納税通知書を送付します

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の軽自動車や原動機付自転車などの所有者に課税されます。4 月 2 日以降に名義変更や廃車などの手続きをした場合でも 4 月 1 日現在の所有者に課税されますのでご注意ください。

■軽自動車税の減免

身体や精神に障害があり、歩行が困難な方が使う軽自動車などは、1 台に限り税金が減免されます。障害の内容や程度により減免が適用されない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

※同じ趣旨による普通自動車税の減免を受けている方は、減免対象となりません。申請に必要なもの 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳など / 印鑑 / 運転免許証 / 納税通知書

申請期限 5月24日(水) (厳守)

※昨年から継続して減免を受ける場合は、申請の必要はありません(車両を買い替えた方は、申請が必要です)。

申請先・問合せ 課税課市民税係

5月1日に固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付します

固定資産税は、毎年 1 月 1 日に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます (平成 18 年 1 月 2 日以降に土地や家屋を売却したり、家屋を取り出した場合でも平成 18 年度は課税されます)。都市計画税は、市街化区域内に土地・家屋を所有している方が、固定資産税と合わせて納めていただく税金です。納税通知書の内容を確認し、期限内に納付してください。

問合せ 課税課資産税係

審議会の傍聴



男女共同参画推進会議

市では、男女共同参画施策の充実および推進を図るため、男女共同参画推進会議を開催しています。

日時 5月9日(火)午後 6 時 30 分～9 時
会場 市役所 3 階庁議室

定員 7 人 (希望者多数の場合は抽選)

※当日、直接会場へお越しください。

問合せ 広域・協働推進課男女共同参画担当

募集



児童館遊びクリエイター（臨時職員）募集

西児童館では、児童館遊びクリエイターとして従事していただく臨時職員を募集しています。

資格 保育士または教員免許をお持ちの方

勤務日数 月～日曜日（月19日・休日勤務あり）

勤務時間 午前8時30分～午後5時15分

賃金 月～金曜日：9200円、土・日曜日：祝日：10000円（時給）

登録に必要なもの 顔写真1枚（3cm×3cm程度・証明写真以外でも可）、資格証明書の写し

※登録用紙は児童館・学童クラブ担当にあります。

申込み 児童館・学童クラブ担当へ

問合せ 東児童館 ☎570-7751
／児童館・学童クラブ担当

都営住宅入居者募集

募集住宅 世帯向（一般募集住宅）／

若年ファミリー向定期使用住宅／若年ファミリー向住宅／多子世帯向定期使用住宅

申込資格 所得制限などの条件があります。詳しくは「募集案内」をご覧ください。

募集案内（申込用紙）配布場所 市役所管理課管理係（土・日曜日は市役所1階受付で配布）／市役所各連絡所

募集案内（申込用紙）配布・申込期間 5月8日（月）～17日（水）の午前8時30分～午後7時（土・日曜日と三矢会館連絡所は午後5時まで）

※5月8日（月）午前9時から17日（水）午後6時まで、東京都住宅供給公社ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.to-kousya.or.jp/>

※郵送で5月22日（月）までに渋谷郵便局に届いたもののみ受け付けます。

問合せ 東京都住宅供給公社募集センター（土・日曜日、祝日を除く）

●5月8日（月）から17日（水）まで ☎0570-010810（市外局番なし）

●右記の期間以外 ☎03-3498-8894

第30回都民住宅あき家入居者（待機者）募集

住宅の所在地 都内全域

募集戸数（あき家想定戸数） 都民住宅

（指定法人管理型を含む）約2100戸

※公社の一般賃貸住宅はこの募集に含まれていません。

主な申込資格 ①日本国内に在住の方

（今回から「都内在住または在勤」の要件がなくなりました。）②同居親族（内縁、婚約者を含む）がいる方
③都が認める所得収入基準の範囲内であること④確実な連帯保証人を立てられる方（指定法人管理型を除き、保証会社の利用も可）

申込方法 募集パンフレット「第30回都民住宅あき家入居者（待機者）募集ののご案内」に同封されている

申込書に必要な事項を記入し郵送
申込用紙販売・申込期間 5月11日（木）～25日（木）

申込用紙販売場所 東京都住宅供給公社募集センター・都内および近県37

か所（1部2000円税込み）
販売場所の問合せ 公社募集テレホンサービス ☎03-3407-3120

募集に関する問合せ 公社募集センター ☎03-3409-2244

<http://www.to-kousya.or.jp/>

文化・教育



社会教育関係団体補助金説明会

市では、学習・文化活動やスポーツ・レクリエーション活動など、社会教育活動を行う団体に、補助金による助成を行っ

ています。補助金の交付を希望する団体は、説明会に参加してください。

日時 5月18日（木）午後7時30分～
会場 生涯学習センターゆとりぎ2階講座室2

対象事業 市民の社会教育やスポーツなどの普及に役立ち、多くの市民のために行なわれる事業

対象団体 一定の要件が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 生涯学習センターゆとりぎ

☎570-0707／スポーツセンター ☎555-0033

第37回羽村市文化祭参加団体募集

今年の文化祭は生涯学習センターゆとりぎで開催します。

期間 10月末～11月初め

参加を希望する団体には、文化祭実行委員を選出していただきます。委員の方は第1回実行委員会に必ずご出席ください。

第37回羽村市文化祭第1回実行委員会

日時 5月16日（火）午後7時30分～9時頃

会場 生涯学習センターゆとりぎ小ホール

内容 日程調整ほか

主催 羽村市文化祭実行委員会

問合せ 生涯学習センターゆとりぎ ☎570-0707